

鏡野町行財政改革審議会の傍聴について

○ 傍聴人の定員

鏡野町行財政改革審議会（以下「審議会」という。）の傍聴人の定員は、6人とする。ただし、会長が特に傍聴席の定数を超えて傍聴人の入場を許可すると認めた場合は、この限りでない。

○ 傍聴の手続

審議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を届け出なければならない。審議会の傍聴の受け付けは、当日、審議会開始の10分前までに、先着順で行う。

○ 傍聴をすることができない者

次に掲げる者は審議会を傍聴することができない。

- ・凶器等、他人に害を与えるおそれのある物を携帯している者
- ・のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ・酒気を帯びている者
- ・その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

○ 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、傍聴する際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・指定する傍聴席において傍聴すること
- ・審議会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ・会場において、飲食及び喫煙はしないこと。
- ・会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ・事務局の指示に従うこと。
- ・その他審議会の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴人の退場

傍聴人が、遵守事項を守らない場合は、会長は、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずる。

また、審議会を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

○ その他

上記のほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。